

博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

博物館条例の一部を改正する条例

博物館条例（昭和55年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区 分	個 人	20人以上の団体	区 分	個 人	20人以上の団体
学生	<u>160円</u>	1人につき <u>80円</u>	学生	<u>170円</u>	1人につき <u>90円</u>
一般	<u>350円</u>	1人につき <u>160円</u>	一般	<u>360円</u>	1人につき <u>170円</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。